

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 コンプライアンス委員会設置要綱

令和5年8月1日 常務理事決定

(設置)

第1条 東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）におけるコンプライアンス基本方針を遵守し、コンプライアンスに係る取組を推進するため、デフリンピック準備運営本部コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、コンプライアンスとは、単に法令（条例、規則等を含む。）を遵守することにとどまらず、事業団内における規程、通知、ルールや社会規範を遵守することも包含する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 準備運営本部内のコンプライアンスの推進に関すること。
- (2) 準備運営本部内のコンプライアンスの推進に係る施策の立案に関すること。
- (3) 職員の汚職等を防止する方策に関すること。
- (4) コンプライアンスの問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策の審議に関すること。
- (5) 監察等の結果の共有及び課題の検討に関すること。
- (6) その他必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 委員会の委員長は、デフリンピック準備運営本部長（以下「本部長」という。）とし、委員を総務部シニアマネージャー、監査室シニアマネージャー、財務部シニアマネージャー、大会統括部シニアマネージャー、競技・会場調整部シニアマネージャー、大会サービス部シニアマネージャー、総務部総務グループマネージャー、総務部企画調整グループマネージャー、総務部人事制度グループマネージャー、財務部予算グループマネージャー、総務部シニアマネージャーが指定する職員及び外部委員とする。

2 外部委員には、次のいずれにも該当しない者を1名以上選任する。

- (1) 事業団又は関連団体（東京都を除き、主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の職員、評議員、役員又は使用人
- (2) 過去に前号に規定するものとなったことがある者
- (3) (1) 又は (2) に該当する者の配偶者若しくは三親等以内の親族又は使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰して議事を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議には、審議事項に関して意見を聴取し、報告を求め、又は調査を指示するため、必要に応じて委員以外の関係者を出席させることができる。

- 2 委員会の委員その他の関係者は、自身の行為に関する事項については、審議に加わることができない。
- 3 委員会の会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の報酬等)

第7条 外部委員及び第6条第1項に定める関係者への報酬については別途定める。ただし、事業団と業務契約を結んでいる外部委員が委員会に出席した場合は、これを支給しない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務グループにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。